

公益財団法人日本スポーツ協会
令和5年度臨時理事会（決議の省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号：「競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の制定について

当協会スポーツ科学研究室は、令和3年12月に文部科学省から「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関」に指定された。

文部科学省では、指定した機関に対し定期的に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき対応できているかの確認を行なっており、当協会では、令和4年12月1日に文部科学省に対しチェックリストを提出している。

その後、令和4年12月14日付で文部科学省から当該チェックリストに関し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則していない項目を指摘された。指摘内容は、「告発窓口の機関内外への周知」、「不正にかかる調査の体制・手続き」等に関するものである。

現在、多くの大学等研究・教育機関でも同様の対応が求められており、是正がなされない場合は、文部科学省の有識者会議において審議の上、管理条件を付与するとともに、管理条件を付与したことの公表を行うこととしている。

このことから、当協会においても高い倫理観を持った研究活動として取り組むとともに、広く公表できる仕組みの構築を目的に、別添資料のとおり、「競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下「本規程」という。）を制定する。

なお、書面決議後に字句等の修正や加筆の必要性が生じた場合の対応については、遠藤会長に一任する。

議案第2号：研究倫理規程の改定について

研究倫理規程は、定款第41条に基づき設置するスポーツ医・科学委員会及びその他各委員会が実施する研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的とし、当協会における研究活動に従事する全ての研究者が遵守すべき事項を定めたものである。

「競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の制定に伴い、内容の追加・削除、また字句等の修正を行う。

なお、書面決議後に字句等の修正や加筆の必要性が生じた場合の対応については、遠藤会長に一任する。

<主な改定箇所>

• 第3条「基本的責任」

「現行規程」第3項を削除し、以降の項番号を繰上げ、第5項に新たに制定する「不正行為防止規程」に紐づくものとして、「研究者が受講しなければならない研究者倫理及び研究活動にかかる法令等に関する研修又は科目等（以下「研究倫理教育」という。）に関する事項については、別に定める。」を追加。

- 第4条「不正行為の禁止」
第3項に「不正行為防止規程」に紐づくものとして、「国、独立行政法人及びその他法人等の公募により競争的に獲得される研究資金（以下「競争的研究資金」という）を受託して行う研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応に関する事項については、別に定める。」を追加。
- 第5条及び第9条
第5条第3項及び第9条第4項において字句を整理。
- その他
「当協会」の表記を「本会」に変更、附則において、改定日を付記。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 遠藤 利明

3. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年8月14日（月）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 岩田 史昭

理事総数 28名

監事総数 3名

令和5年8月2日（水）、理事 遠藤利明が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年8月14日（月）までに理事全員から書面による同意の意思表示と監事全員から書面による異議がない旨の意思表示を得た。

については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（当協会定款第37条）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（第1号議案及び第2号議案）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和5年8月14日

理 事 遠藤 利明

理 事 越川 均

理 事 岩田 史昭